

**第5号様式(規則第15条、第16条関係)その他市長が必要と認める書類を含む
一般廃棄物収集運搬(処分)業許可申請時必要書類等一覧**

1 収集運搬業

No.	必要書類	新規	更新	変更	指定様式の有無	確認
1	一般廃棄物収集運搬(処分)業(許可・更新・変更)申請書	○	○	○	○	□
2	従業員名簿	○	○		○	□
3	定款の写し(個人の場合は住民票の写し)	○	○	代表・役員・社名・所在地	-	□
4	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※原本に限る	○	○	代表・役員・社名・所在地	-	□
5	印鑑証明書(個人の場合印鑑登録証明書) ※原本に限る	○	○	社名・代表者・所在地等	-	□
6	申告書 (代表者等が廃掃法第7条第5項第4号イからルで規定する欠格条項に該当しない。)	○	○	役員変更(新任の場合)	○	□
7	役員、政令で定める使用人の本籍	○	○	役員変更(新任の場合)	○	□
8	納税証明書(直近年度分のみ) ※本社が平塚市内の法人及び平塚市内の個人は、市税完納証明書でも可(※原本に限る) 法人: 本社の法人市民税及び固定資産税(土地、家屋、償却資産) ※原本に限る 個人: 代表者の市県民税及び固定資産税(土地、家屋、償却資産) ※原本に限る	○	○	代表者(個人の場合に限る)	-	□
9	事業計画書	○	○	△	○	□
10	申請手数料(10,000円)	○	○	△	-	□
11	一般廃棄物収集(収集・運搬)委託証明書(原本) または 契約書の写し ※取引先1件につき1部 ※更新時に受託先が継続の場合は一覧表も可 ※委託証明書の排出事業者欄は社判とすることで代表者の押印省略が可	○	○	委託先の増減	○	□
12	事務所(営業所)案内図	○	○	所在地等	○	□
13	保有車両一覧表	○	○	車両変更(新車両のもの)	○	□
14	収集・運搬車両の写真 ※車両1台につき1部	○	○	車両変更(新車両のもの)	○	□
15	収集・運搬車両の車検証の写し ※車両1台につき1部	○	○	車両変更(新車両のもの)	-	□
16	車庫、保管場所ならびに付近の見取図	○	○	△	○	□
17	積替施設に関する計画書	△	△	△	○	□
18	その他市長が認める書類	△	△	△	-	□

2 処分業

収集運搬業の1～9の申請書類のほか次の書類を添付する。

No.	必要書類	新規	更新	変更	指定様式の有無	確認
処1	一般廃棄物中間処理計画	○	○		○	□
処2	中間処理工程図	○	○		-	□
処3	排出事業者の名称及び処分量の計画	○	○		○	□
処4	排出事業者及との契約書の写し又は契約することが確実であることを証する書類	○	○	排出業者の増減	-	□
処5	処理施設の案内図及び場内配置図	○	○		○	□
処6	施設の構造がわかる平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	○	○		-	□
処7	施設及び設備の写真	○	○		○	□
処8	中間処理後の一般廃棄物処理方法を記載した書類	○	○		-	□
処9	中間処理後の一般廃棄物を他に委託する場合は、委託先との契約書等の写し ※一覧も	○	○		-	□
処10	土地及び建物の登記事項証明書 (借地等の場合は、借用を証する契約書の写し)	○	○		-	□
処11	その他市長が認める書類(受入管理手順、保管量一覧表、単価表、処理機カタログ など)	△	△	△	-	□

※ ○印は必要書類、△印は必要があると認められる場合等